北秋田市民ふれあいプラザ

カフェテナント募集要項

秋田県北秋田市

令和６年５月

**１．趣旨**

北秋田市民ふれあいプラザは、生涯学習、芸術活動、その他多様な機能を集積し、中心市街地の活性化と市民交流の推進を図り、もって地域の新たな活力創造とにぎわいを創出する拠点施設であり、来館者の憩い・交流・賑わいの場として、カフェテナントを募集する。

**２．施設全体の概要**

名称／北秋田市民ふれあいプラザ

所在地／北秋田市花園町１０番５号

建物構造／鉄筋コンクリート造

用途／施設機能（多目的ホール、学習活動スペース、店舗スペース、オープンスペース

子育て世代支援スペース、バス待合スペース、交流活動スペース、屋外トイレ）

規模／地上２階建

延床面積／２，９９９㎡

開館時間／８時３０分～２２時

貸館時間／９時～２２時

休館日／定休日はありません。臨時に休館する場合があります。

駐車台数／６０台、大型バス１台、駐輪場あり

交通アクセス／ＪＲ鷹ノ巣駅から徒歩約５分

**３．テナントの概要**

募集業種／飲食店（軽食・カフェ）※テイクアウト可、酒類販売は不可

募集区画／１階カフェテナント

募集テナント数／１店舗

面積／カフェスペース　６３㎡、厨房・バックヤード　８㎡

**４．出店条件**

（１）店舗使用料

月額３４，１００円とする。

　（電気代、水道の供給及び電話などの経費は別途負担する。）

　※なお、不測の事態が発生した時は、減免できるものとする。

（２）事業者の負担

次に掲げる営業に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

①電気・水道料

②電話設置費及び電話料金

③廃棄物処分費（定められた方法で事業者が処理するものとする。）

④清掃費

⑤施設の初度設備、機器以外の購入、設置に係る費用。

（初年設備、厨房機器については、別紙１平面図、別紙２備品リストを参照）

（３）その他

①店舗の営業及び取扱品目などについて、官公署の許認可を必要とする場合は、事業者の責任において許認可を得るものとする。

②契約終了時は、店舗を現状に回復してから退去するものとする。

③ふれあいプラザの施設または利用者に損害を与えた場合は、事業者が損害賠償の責を負うものとする。

④店舗利用者による店舗設備の汚損、破損があった場合は、事業者が損害賠償の責を負うものとする。

⑤店舗の経営を他の者に委託、転貸などはできないものとする。

⑥貸付期間中であっても、ふれあいプラザの管理運営上において重大な支障が発生した場合は、契約を解除することがある。

**５．契約形態**

契約形態／北秋田市財務規則に定める財産の使用許可に準じる

　　　　　　（使用料は北秋田市民ふれあいプラザ条例による）

契約期間／３年（更新可）

**６．営業時間等**

営業開始／令和６年７月希望

営業時間／９時～２２時までの間で、おおむね８時間以上とする。

休業日／年間１１０日以内とする。

**７．応募**

（１）応募資格

①ふれあいプラザの目的を理解し、管理運営に協力的であること。

②営業に関し必要な許認可免許等を有するか、営業開始日までに取得していること。

③公租公課を滞納していないこと。

④申請者、申請者の役員及び申請者の経営に事実上参加しているものが、集団的にまたは常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者でないこと。

（２）応募方法

下記応募書類を各１部作成し、応募受付期間内に郵送または持参の上、提出すること

（３）応募書類

①出店申込書（様式１）

②事業計画書（書式自由。別紙様式２を使用してもよい）

～事業計画書の内容～

１）申込みされた動機

２）市民ふれあいプラザで営業される場合のコンセプト

３）提供する商品・メニュー（特徴・販売価格など）

４）営業計画（営業日、営業時間など）

５）営業活動の工夫の方法

６）市民ふれあいプラザ内での営業に対する熱意

③飲食業に係る必要な許可証・免許等の写し

④企業概要【法人の場合】

⑤定款の写し及び会社登記簿謄本【法人の場合】

⑥店舗概要【個人の場合】

⑦代表者の住民票【個人の場合】

⑧代表者の直近の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

⑨連帯保証人の直近の納税証明書（滞納がないことを証明するもの）

（４）応募期間

令和６年５月１日（水）～令和６年５月３１日（金）１７時まで　※当日消印有効

（５）提出先

〒０１８－３３１２　秋田県北秋田市花園町１０番５号

北秋田市民ふれあいプラザ(コムコム)内　生涯学習課生涯学習係

**８．選考**

（１）選考方法

①選考会議において、応募書類の内容を審査した上で決定するものとする。なお、内容を正しく理解する必要がある場合は、個別にヒアリングを行うものとする。

②審査結果について、応募事業者へ書面にて通知するものとする。

③審査の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

（２）選考及び通知

選考／令和６年６月中旬

通知／令和６年６月下旬

**９．その他**

（１）応募受付期間内において、カフェテナントの質疑を受付けるものとする。

（２）本要項に記載のない事項については、事業者と協議し、決定した事項は契約書に反映するものとする。

（３）提出した書類に虚偽が記載されている事が判明したときは、応募資格を失うものとする。

（４）提出した書類は返却しない。また、書類の作成に係る費用は事業者負担とする。

【お問い合わせ・お申込み】

〒０１８－３３１２秋田県北秋田市花園町１０番５号

北秋田市教育委員会生涯学習課生涯学習係

（北秋田市民ふれあいプラザ内）

ＴＥＬ：０１８６－６２－１１３０

ＦＡＸ：０１８６－６２－１６６９

担当：中島、櫻井